

図書館学教育研究グループ発表

# 省令科目の成立に影響を与えた 諸要因について

川原亜希世(近畿大学)

松崎 博子(就実大学)

# 省令科目の変遷

1950年		1968年		1996年		2009年		
必修科目	図書館通論	甲群	図書館通論	甲群	生涯学習概論	必修科目	基礎科目	生涯学習概論
	図書館実務		図書館資料論		図書館概論			図書館概論
	図書選択法		参考事務		図書館経営論			図書館情報技術論
	図書目録法		参考事務演習		図書館サービス論			図書館制度・経営論
	図書分類法		資料目録法		情報サービス概説		図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論
	レファレンス、ワーク		資料目録法演習		レファレンスサービス演習			情報サービス論
	図書運用法		資料分類法		情報検索演習			児童サービス論
	図書館対外活動		資料分類法演習		図書館資料論			情報サービス演習
	児童に対する図書館		図書館活動		専門資料論		図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源論
	視聴覚資料		青少年の読書と活動		資料組織概説			情報資源組織論
	選択科目		甲群		乙群		図書及び図書館史	乙群
学校教育と公共図書館		図書館の施設と設備		児童サービス論		図書館サービス特論		
成人教育と図書館		資料整理法特論		図書及び図書館史		図書館情報資源特論		
特殊資料		情報管理		資料特論		図書・図書館史		
図書館施設		社会教育	コミュニケーション論	図書館施設論				
図書館史		社会調査	情報機器論	図書館総合演習				
乙群		社会学	人文科学及び社会科学の書誌解題	図書館特論				
		社会教育	自然科学と技術の書誌解題					
	ジャーナリズム	自然科学と技術の書誌解題						
	図書解題及び図書評論	マスコミュニケーション						
	図書及び印刷史	視聴覚教育						

# 1950年省令科目の成立過程

どのような状況で、何を参考にして作られたのか。



雨宮祐政、加藤宗厚、武田虎之助、廿日出逸暁、(清水正三、浪江虔)

「図書館法」座談会1970年

(『図書館雑誌』Vol. 65, No. 7)

- 当時の記録、先行研究は見当たらなかった。
- ⇒ 文献調査を行い、成立過程についてまとめ、考察を行った。

# 省令科目の成立とアメリカの指導・支援

年	出来事	アメリカの指導・支援
1946年 1950年	図書館法案検討開始 図書館法制定(4月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現職者の再教育</li><li>・ 大学での教育</li></ul>
1950年	図書館法施行規則制定(9月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大学基準協会に「図書館員養成課程基準」の作成を要望</li></ul>
1951年 1952年	「図書館学講義要綱」初版出版(7月) 改訂版出版(7月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ロックフェラーからの図書寄贈</li><li>・ 慶應義塾大JLS図書第2回指導者講習会</li></ul>

## 第2章 図書館法の成立(1/3)

### 図書館学校・司書検定試験から 司書講習・大学における科目履修へ

(司書及び司書補の資格)

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- (1) 大学を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの
- (2) 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの  
(以下略)

# 第2章 図書館法の成立(2/3)

条項	号	アメリカの指導
第5条 第1項	(第1号) 現職者の再教育を目的とした講習を規定	CIE図書館担当官フェアウェザーの指摘
第5条 第1項	(第2号) 大学における図書館員養成教育を規定	CIE図書館担当官キーニーや米国図書館使節クラブ、ダウンスの指摘
附則 第4項 第6項	講習は、現職者を対象に5年間実施	

# 講習：現職図書館員の再教育

(図書館法附則)

4. **この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第4条若しくは第5条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は大学の附属図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、第5条の規定にかかわらず、この法律施行後5年間は、それぞれ**司書又は司書補となる資格を有するものとする。****

6. 第4項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この**法律施行後5年間に**第6条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後**5年を経過した日以後においても、第5条の規定に関わらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。(以下略)**

# 第2章 図書館法の成立(2/3)

条項	号	アメリカの指導
第5条 第1項	(第1号) 現職者の再教育を目的とした講習を規定	CIE図書館担当官フェアウェザーの指摘
第5条 第1項	(第2号) 大学における図書館員養成教育	CIE図書館担当官キーニーや米国図書館使節クラブ、ダウンスの指摘
附則 第4項 第6項	講習は、現職者を対象に5年間実施	



# 講習：現職図書館員の再教育

(図書館法附則)

4. **この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第4条若しくは第5条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は大学の附属図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、第5条の規定にかかわらず、この法律施行後5年間は、それぞれ**司書又は司書補となる資格を有するものとする。****

6. 第4項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この**法律施行後5年間に**第6条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後**5年を経過した日以後においても、第5条の規定に関わらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。(以下略)**

## 第2章 図書館法の成立(3/3)

### 再教育完了せず、司書講習を存続

1951-53年受講者数	1951-55年資格取得者数
公共図書館 1,700名	講習 6,234名 (館種不明) 養成所・大学 1,179名
大学図書館 1,200名	
国立国会図書館 150名	
学校図書館 750名	

7,413名

7,413名の内24%、1809名が公共図書館に残った。

⇒文部省の算定では、公共図書館の有資格者の必要数は3,171名であり、1,362名の不足

# 第3章 図書館法施行規則の成立

## 表1

省令科目	図書館職員養成所	京都図書館学校	同志社大学	関西大学	日本図書館協会
図書館通論	図書館概論			図書館学総論	通論
図書館実務					
図書選択法	図書選択法・蔵書構成法(一般)/同(特殊)	図書の蒐集と選択		図書選択及保管論	選択
図書目録法	和漢書図書目録法(講義)/同(演習)/洋書目録法(講義)/同(演習)	図書目録法及び実習(和漢書)/図書目録法及び実習(洋書)/和漢書目録法/洋書目録法/目録編集法	目録組織法	図書目録法	和目/洋目/件名目録

## 表2

省令科目	図書館員養成課程基準
図書館通論	図書館学概論、図書館管理法
図書館実務	図書管理法
図書選択法	図書選択法(和漢書)/図書選択法(洋書)
図書目録法	目録法及び分類法(和漢書)/目録法及び分類法(洋書)
図書分類法	類法(洋書)
レファレンス・ワーク	参考事務

文部省図書館職員養成所  
その他大学における講習

大学基準協会  
「図書館員養成課程基準」

目	図書館施設	図書館建築設備			
	図書館史	図書館史	図書館史	図書館史	図書館史
選択科目	社会学	社会学			
	社会教育	社会教育(文化施設)			
	ジャーナリズム		新聞学		
	図書解題及び図書評論	図書評論			
	図書及び印刷史	書誌学(図書形態史)/出版印刷文化史	図書史		

目	図書館史	図書館史
選択科目	社会学	
	社会教育	
	ジャーナリズム	
	図書解題及び図書評論	
	図書及び印刷史	図書及び印刷の歴史

【必修科目】(10科目 11単位)

図書館通論、図書館実務、図書選択法、図書目録法、図書分類法、レファレンス・ワーク、図書運用法、図書館対外活動、児童に対する図書館者

【選択科目・乙群】(2科目2単位必要)

学校教育、図書館施設、図書館史

社会学、社会教育、ジャーナリズム、図書解題及び図書評論、図書及び印刷史

# 1950年省令科目

# 大学における図書館員養成教育

年月	大学基準協会の動き	アメリカの指導
1948年1月	臨時委員会の設置を決定 〔 図書館研究委員会(関西地区) " (関東地区) ]	← CIEの要望
1948年2月	図書館研究委員会(関西・関東)を発足	
1949年2月	協会基準委員会 「図書館員養成課程基準」	
1950年4月	協会評議員会にて承認	

# 第3章 図書館法施行規則の成立

表1

省令科目	図書館職員養成所	京都図書館学校	同志社大学	関西大学	日本図書館協会
図書館通論	図書館概論			図書館学概論	通論
図書館実務					
図書選択法	図書選択法・蔵書構成法(一般)/同(特殊)	図書の蒐集と選択		図書選択及保管論	選択
図書目録法	和漢書図書目録法(講義)/同(演習)/洋書目録法(講義)/同(演習)	図書目録法及び実習(和漢書)/図書目録法及び実習(洋書)/和漢書目録法/洋書目録法/目録編集法	目録組織法	図書目録法	和目/洋目/件名目録

表2

省令科目	図書館員養成課程基準
図書館通論	図書館学概論、図書館管理法
図書館実務	図書管理法
図書選択法	図書選択法(和漢書)/図書選択法(洋書)
図書目録法	目録法及び分類法(和漢書)/目録法及び分類法(洋書)
図書分類法	類法(洋書)
レファレンス・ワーク	参考書務

文部省図書館職員養成所  
その他大学における講習

大学基準協会  
「図書館員養成課程基準」

目	図書館施設	図書館建築設備			
	図書館史	図書館史	図書館史	図書館史	図書館史
選択科目	社会学	社会学			
	社会教育	社会教育(文化施設)			
	ジャーナリズム		新聞学		
	図書解題及び図書評論	図書評論			
	図書及び印刷史	書誌学(図書形態史)/出版印刷文化史	図書史		

目	図書館史	図書館史
選択科目	社会学	
	社会教育	
	ジャーナリズム	
	図書解題及び図書評論	
	図書及び印刷史	図書及び印刷の歴史

【必修科目】(10科目 11単位)

図書館通論、図書館実務、図書選択法、図書目録法、図書分類法、レファレンス・ワーク、図書運用法、図書館対外活動、児童に対する図書館者

【選択科目

## 1950年省令科目

学校教育

施設、図書館史

【選択科目・乙群】(2科目2単位必要)

社会学、社会教育、ジャーナリズム、図書解題及び図書評論、図書及び印刷史

# 第4章 「図書館学講義要綱」の成立

指導者講習会(1951年)で、省令科目の内容が『図書館学講義要綱』として確定

指導者講習会	会場	アメリカによる支援
第1回指導者講習会 (6/11～7/31) *『要綱』を作成、刊行	東京大学 図書館	・ ロックフェラー財団 寄贈図書館学文献 (東大図書館所蔵)
第2回指導者講習会 (7/23～8/31)	慶應義塾大 JLS	・ JLS教員が講師 ・ JLS図書
第3回指導者講習会 (9/17～： 2カ月間) *『要綱』改訂案作成	慶應義塾大 工業図書館	
翌年、第1～3回講習会の参加者を集め、改訂作業を実施、刊行。		



『要綱』初版(左)改訂版(右)



JLS教員たち



慶應義塾工業図書館

<http://www.mita.lib.keio.ac.jp/history/contents.html>

# 省令科目の成立とアメリカの指導・支援

年	出来事	アメリカの指導・支援
1946年 1950年	図書館法案検討開始 図書館法制定(4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現職者の再教育</li> <li>・ 大学での教育</li> </ul>
1950年	図書館法施行規則制定(9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学基準協会に「図書館員養成課程基準」の作成を要望</li> </ul>
1951年 1952年	「図書館学講義要綱」初版出版(7月) 改訂版出版(7月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロックフェラーからの図書寄贈</li> <li>・ 慶應義塾大JLS図書</li> <li>・ 第2回指導者講習会</li> </ul>



## 第5章 考察(1/2)

- 当時のアメリカの図書館員養成教育を日本に移植しようとしたアメリカの占領政策が、省令科目の成立に大きな影響を与えたことが分かった。
- 現職者の再教育のための講習は5年間では終わらななかったばかりか、現在に至るまでその目的を変えて続けられた。

## 第5章 考察(2/2)

- それに伴って省令科目も生き延びた。多くの大学では大学基準協会の基準ではなく、省令科目を流用し、図書館学科ではなく、司書課程という形をとって、図書館員の養成を行った。
- その結果、当時のアメリカの意図に反し、日本には省令科目と司書課程を中心とした、アメリカとは異なる形での図書館員養成教育が成立した。

司書資格取得のために大学において履修すべき  
図書館に関する科目の在り方について

(報告)

**2012年、講習科目から  
「図書館に関する科目」へ！**

平成21年2月

これからの図書館の在り方検討協力者会議